

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。

ご照会などにつきましては、お電話で承ります。
第一フロンティア生命お客さまサービスセンター
フリーダイヤル 0120-876-126
 営業時間 9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

現在の積立利率、「保険料円貨入金特約」、「生存給付金の円換算上限設定特約」の為替レートなどは、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。
第一フロンティア生命ホームページ
<https://www.d-frontier-life.co.jp/>

年2回、「**ご契約内容のお知らせ**」を郵送します。
 *「契約応当月」・「契約応当月+6ヵ月」それぞれ月末のご契約内容を、翌月下旬以降に郵送します。

サービス内容

- ①ご契約内容についてのご質問・お問い合わせ
- ②保険金などの請求のお手続き
- ③生存給付金受取人の変更など、ご契約内容の変更のお手続き

付帯サービスについて 無料 (一定の条件があります)

健康 サポート
ダイヤル

提供：ティーベック株式会社

税務/法務 サポート
ダイヤル

提供：アスクプロ株式会社

- 「あたまた健康チェック®」[24時間電話健康相談]や税務・法務相談について、ご自身・ご家族が利用できるサービスです。
- サービス受付電話番号・ご利用方法は、ご契約者さま宛てにお届けする「**保険証券**」に同封のチラシにてご案内いたします。
- *各サービスは、第一フロンティア生命の保険商品の保障内容の一部ではありません。

ご検討、お申し込みの際には、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについて説明しています。あわせてお読みいただき、大切に保管してください。
 ご加入商品の「ご契約のしおり・約款」については、右記のコードからご確認ください。

くしおり・約款用>



この保険商品のご検討の際には、必ず生命保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約(契約の主体はお客さまと保険会社になります)であり、お客さまからのお申し込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店(みずほ信託銀行)の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

担当者(生命保険募集人)に関するお問い合わせは、照会先[第一フロンティア生命0120-876-126]までご連絡ください。

ご確認ください

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」)に、第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「保護機構」によりご契約者の保護の措置^{※1}が図られることとなりますが、この場合でも、ご契約時に約束した基本保険金額、保険金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。その補償限度は、破綻時点の保険契約(再保険を除く)のうち、高予定利率契約を除き、責任準備金などの90%^{※2}となっています。(2021年2月現在)
- 「保護機構」の詳細については、「ご契約のしおり」をお読みいただくか、生命保険契約者保護機構(TEL03-3286-2820・月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時・ホームページアドレス<https://www.seihohogo.jp/>)までお問い合わせください。
- ※1 生命保険会社が破綻した場合には、「保護機構」の引継ぎ「救済保険会社」への保険契約の移転や補償対象保険金の支払いに係る資金援助などにより、「救済保険会社」が現れない場合には、「保護機構」の子会社として設立される「承継保険会社」への保険契約の承継、または「保護機構」自らが保険契約を引き継ぐことなどにより、ご契約者の保護を図ることとしています。
- ※2 責任準備金とは、生命保険会社が将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金のことです。その補償限度は責任準備金の90%であり、保険金・給付金などの90%が補償されるものではありません。また、生命保険会社が破綻すると必ず責任準備金の10%が削減されるという意味ではありません。たとえば破綻保険会社の財産の評価額が責任準備金の90%と移転費用の合計を上回る場合には、責任準備金の10%未満となる場合もあります。
- お申し込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。

募集代理店(みずほ信託銀行)からのお知らせ

- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。
- 保険商品は、預金・金融債または投資信託ではありません。また預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とならないので元本の保証はありません。
- みずほ信託銀行がお客さまにご案内します保険商品について、お客さまがお申し込みをされてもお申し込みをされなくても、みずほ信託銀行とお客さまとの間の他の銀行取引(ご融資やご預金など)にはまったく影響はありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによってはみずほ信託銀行で保険のお申し込みをいただけない場合があります。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返還金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。

[募集代理店]

みずほ信託銀行株式会社

[引受保険会社]



第一フロンティア生命保険株式会社
 〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1
 大崎ウィズタワー
 ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客さまサービスセンター
フリーダイヤル 0120-876-126
 営業時間 9:00～17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

21年4月版

©B20F0314(2021.1.28)F6713-02 '21年3月作成 ラ

プレミアストーリー-M3

生存給付金付終身保険(通貨指定型)

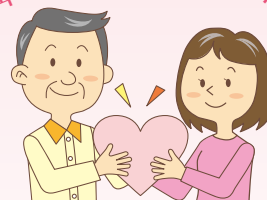


大切な資産を“活かす”2つのプラン

生前贈与プラン P1へ

- ✓ 贈与に必要な手続きは簡単にしたい
- ✓ 贈与税の基礎控除を活用したい

毎年、家族のよろこぶ顔がみたい



ニーズの変化に柔軟に対応したい

たとえば…



自分年金プラン P15へ



- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
 なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申し込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

[募集代理店]

[引受保険会社]

MIZUHO

みずほ信託銀行



第一フロンティア生命
 第一生命グループ

*贈与を受ける人(受贈者)を、生存給付金受取人に指定するプランです。

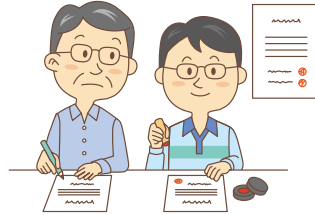
暦年贈与	暦年課税のしくみを用いた贈与を「暦年贈与」といいます。
暦年課税	1年間の贈与についてまとめて課税する方法で、贈与を受ける人1人につき年間110万円以下なら贈与税がかかりません。

一般的な暦年贈与の対応

1 贈与契約書の作成



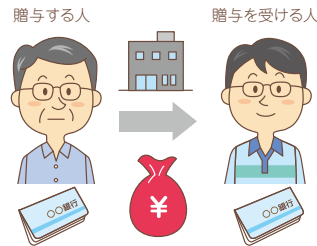
贈与の記録を残すため、「贈与契約書」の作成が必要



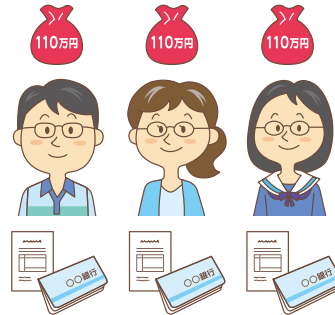
2 振込手続き



振込手続きが必要



3 1人ずつの手続き



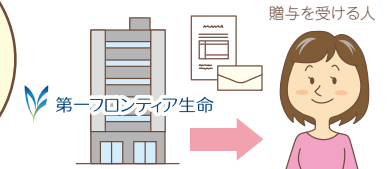
プレミアストーリーM3を活用しているAさん

Aさん

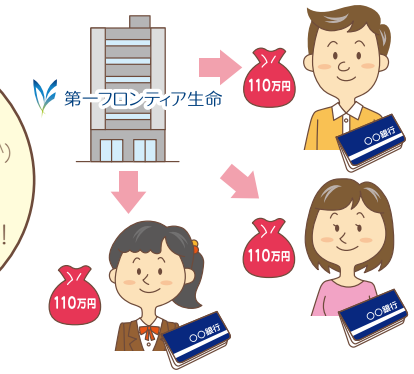
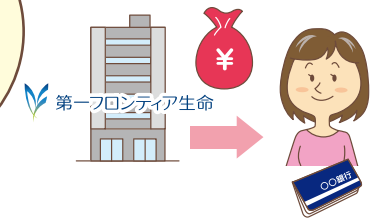


第一フロンティア生命が発行する
お支払通知

贈与の記録として利用可能



第一フロンティア生命が
お振り込み



保険のしくみで、ご資産を大切なご家族へ“つなぎ”ます。

* 贈与を受ける人(受贈者)を、生存給付金受取人に指定

するプランです(「終身保障なし」は終身保障不担保特則を適用)。

できること

1

一時払保険料の
全額を贈与できます

- 生存給付金額は、
契約時に外貨建で確定します。

いずれ引継ぐお金だから
今のうちにわたくしに
有効に使ってほしいな



できること

2

贈与回数は
最短5回(4年)から
選択できます

- 5・7・10・15・20・25・30回
から選択できます。

* ご契約時の金利情勢などにより、選択できない受取回数
があります。

できること

3

3人まで同時に贈与、など
さまざまな贈与のニーズにお応えします

* 契約者と被保険者が別人の場合、1契約で贈与できるのは被保険者の1人です。

- 贈与を受ける人および受取割合は、変更できます。▶P16
- 贈与する金額の上限額をあらかじめ設定できます。▶P7・8
- 贈与の開始を、
“契約後すぐ”か、“1年後から”か、選択できます。
(下段の「生存給付金の型」をご参照ください)

今年は、別で基礎控除
110万円分贈与したから…
“1年後から”にしようかな



しくみ図(イメージ)

受取回数: 10回(即時開始型)を選択した場合



生存給付金を円貨でお受け取りの場合

円貨への換算に適用するレートに為替手数料は **かかりません**

⚠ 為替相場の変動により、受取額が変動します。

初期費用の負担は
ありません

〈指定通貨〉



米ドル

または

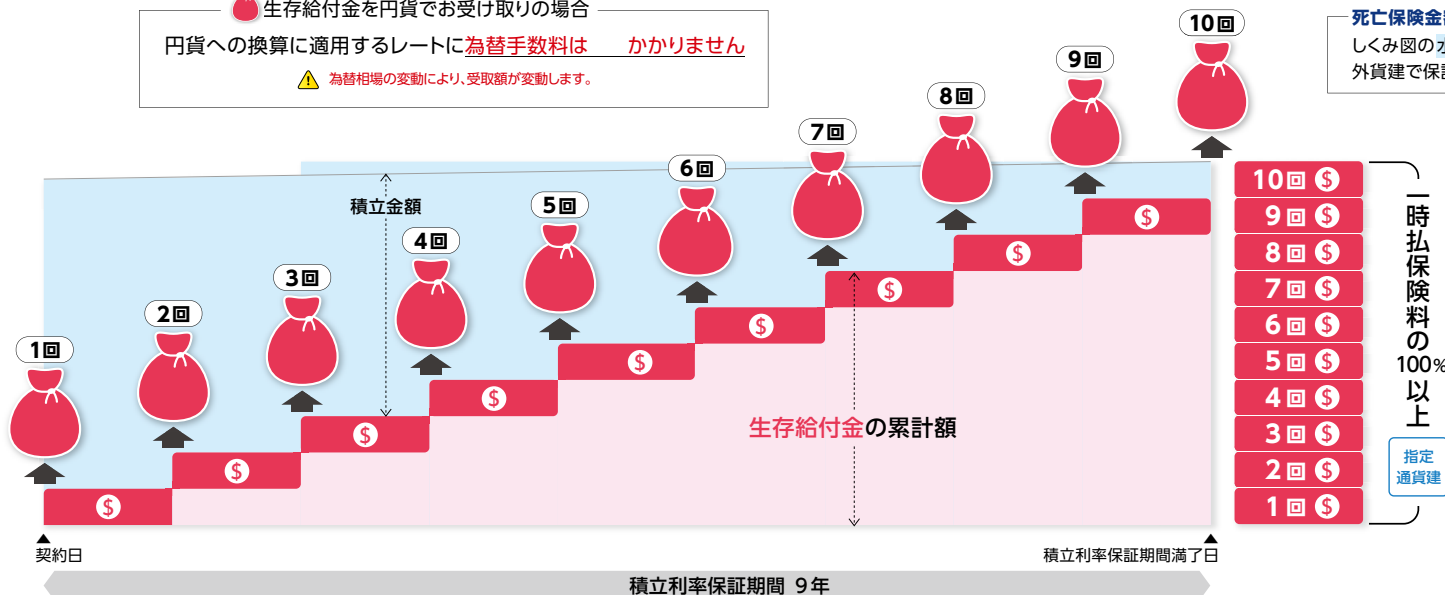


豪ドル

* 「終身保障なし」の場合、
「円」を指定することは
できません。

一時払保険料
(基本保険金額)指定
通貨建

贈与部分



死亡保険金額 ▶P13

しくみ図の水色部分が
外貨建で保証されます。

生存給付金の型	即時開始型	契約日および契約日から起算して1年経過以後の毎年の年単位の契約応当日に生存給付金をお支払いします。
	1年後開始型	契約日から起算して1年経過以後の毎年の年単位の契約応当日に生存給付金をお支払いします。

ご契約年齢の範囲など

受取回数と契約年齢の範囲、積立利率保証期間について、くわしくは ▶P14 をご参照ください。

* 上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の生存給付金額などを保証するものではありません。



この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動 などによって損失が生じるおそれがあります。▶P29・30

できること

1

[しくみ図①]

外貨建の場合、最短3回(2年)から贈与できます

* 受取回数3回は、契約年齢76~90歳の場合に選択できます。

● 贈与する金額の上限額をあらかじめ設定できます。▶ P7・8

できること

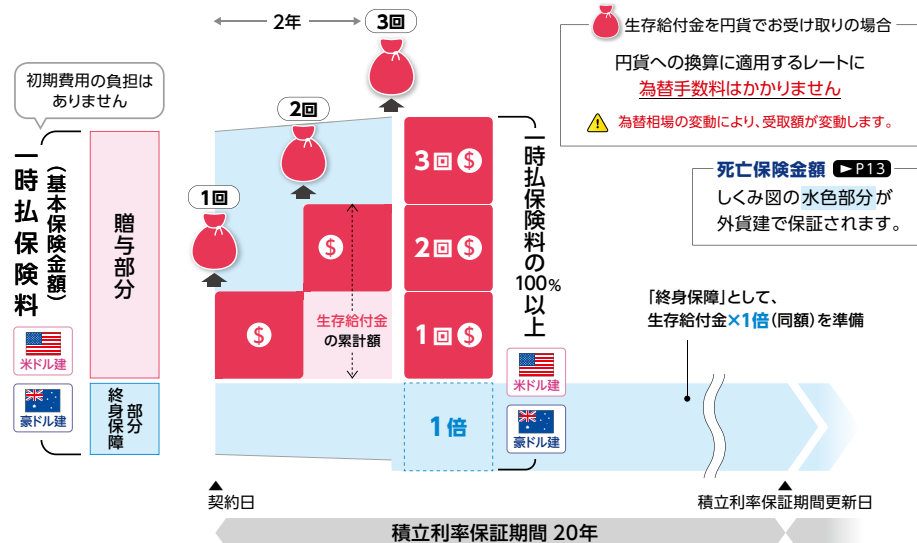
2

[しくみ図②]

円建の場合、“為替リスクなく贈与したい”
ニーズにお応えします

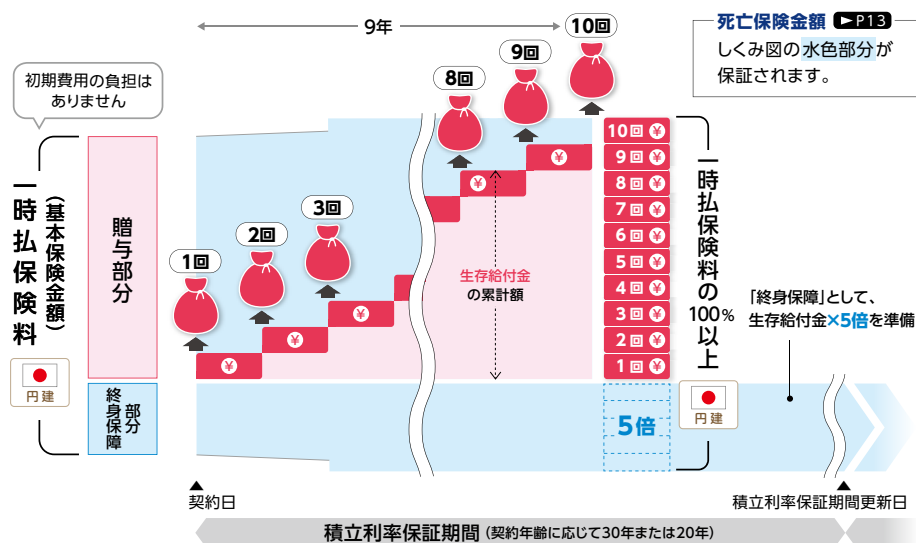
“生存給付金の贈与回数”と“終身保障の金額(生存給付金の1倍・3倍・5倍のいずれか)”を選択いただきます。▶ P14

しくみ図①(イメージ) 指定通貨: 外貨、受取回数: 3回(即時開始型)、終身保障倍率: 1倍を選択した場合



* 上しくみ図①②はイメージを表したもので、将来の生存給付金額などを保証するものではありません。また、積立利率保証期間更新後の死亡保険金額に

しくみ図②(イメージ) 指定通貨: 円、受取回数: 10回(即時開始型)、終身保障倍率: 5倍を選択した場合



については ▶ P22 をご参照ください。

できること

3

3人まで同時に贈与、などさまざまな贈与のニーズにお
応えします

* 契約者と被保険者が別人の場合、1契約で贈与できるのは被保険者の1人です。

- 贈与を受ける人および受取割合は、変更できます。▶ P16
- 贈与の開始を、“契約後すぐ”か、“1年後から”か、選択
([生存給付金の型] ▶ P3 をご参照ください)

今年は、別で基礎控除110万円分
“1年後から”にしようかな

贈与したから…

できます。



万一の際の死亡保障

- 死亡保険金は受取人固有の財産となり、“のこしたい人”にのこせます。
- 死亡保険金はスムーズに現金化できるので、当面の生活費などに備えることができます。
- 本商品では、相続税の軽減効果が期待できる2つの税制上の特典を、1契約で受けられます。

生前贈与	死亡保障
贈与税の基礎控除 年間110万円 ▶ P11・12	生命保険金の非課税枠<相続税法第12条> 500万円×法定相続人数 ▶ P35・36



この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動 などによって損失が生じるおそれがあります。▶ P29・30

贈与税には、**贈与を受ける人1人につき毎年110万円**までの基礎控除があります。

原則として1月1日から12月31日の1年間に贈与を受けた財産の合計額が110万円以下なら贈与税はかかりません。

*合計額が110万円を超える場合は必ず贈与税の申告が必要です。

- 「相続時精算課税制度」を選択されている場合、同じ贈与者からの贈与について年間110万円の基礎控除の適用を受けることはできません。
- 相続または遺贈によって財産を取得された場合、相続開始前3年間の贈与は、相続税の課税対象となります。

▶ P11-12

「生存給付金の上限額」の設定



- 生存給付金の**円換算額の上限額**を設定できます(10万円以上)。

「生存給付金の円換算額上限設定特約」を付加した場合に限り、設定できます。

- 上限額を超えた金額は、翌年以降に円貨で繰り越し、上限額を下回った場合に充当します。

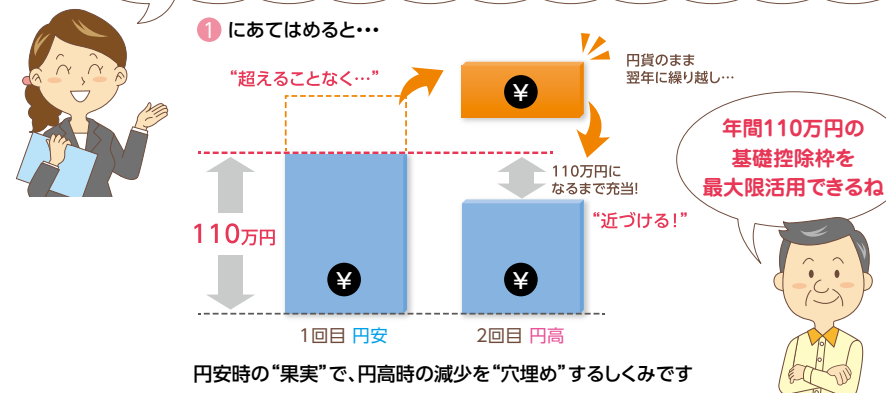
毎年の贈与額を基礎控除**110万円**以下に抑える場合のイメージ

- 生存給付金の円換算額は
支払日の為替レートにより変動します



毎年110万円
贈与したいのに
困ったなあ...

- ご安心ください!!
円で贈与したい金額(ここでは110万円)に**“超えることなく、近づける”**しくみがあります!

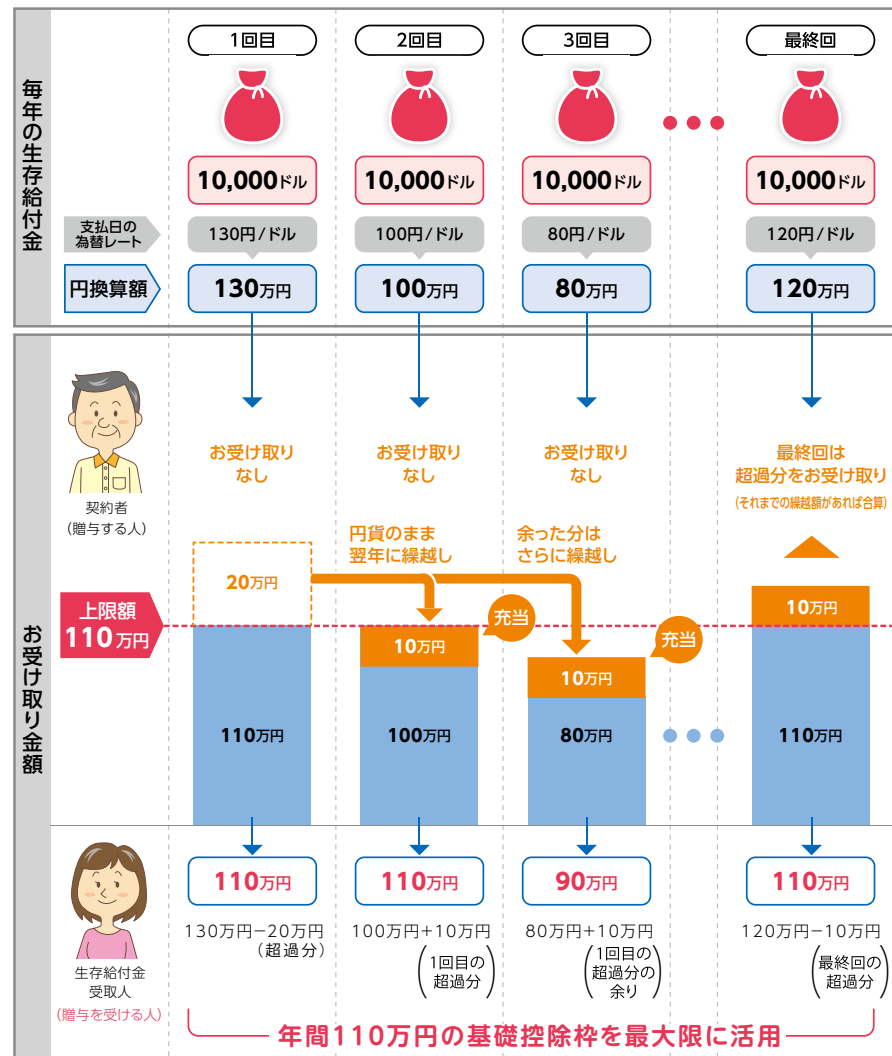


円安時の“実果”で、円高時の減少を“穴埋め”するしくみです

【円換算額の上限額の判定】上限額を110万円に設定した場合

判定日 (円換算日)	為替 手数料	生存給付金の円換算額にもとづいた受取方法	
		110万円以上のとき	110万円を下回ったとき
契約日および 契約応当日 (「1年後開始型」は 契約応当日のみ)	なし	契約者	受け取りなし(110万円を超えた分を翌年以降に円貨で繰越し) *最終回は、それまでの繰越分を含めて超過分がある場合に受け取り
		生存給付金 受取人	110万円を受け取り 円換算後の生存給付金+前年までの繰越合計を受け取り (110万円が上限)

生存給付金額が**10,000ドル**で、上限額を**110万円**に設定した場合のイメージ



⚠ 為替相場の変動により、円貨でのお受取額は変動します。

*複数の生存給付金受取人を指定する場合、受取人ごとに異なる上限額は設定できません。

*繰越分は当社所定の利率による利息をつけて積み立てますが、上記イメージ図では省略しています。

生存給付金の請求手続き

ご契約時

※「1年後開始型」でも、同様の手続きをしていただけます。

生存給付金受取人
(贈与を受ける人)

ご契約のお申し込みと一緒に、
請求のお手続きをしてください

※お申し込みと同時に「ご請求がなかった場合は、ご契約手続き完了後に第一フロンティア生命より生存給付金受取人へ請求書類を郵送します。」

ご指定の口座でお受け取り※

※ご契約手続き完了日の翌日、または不備のない請求書類が第一フロンティア生命に到着した日の翌日のいずれか遅い日から起算して5営業日以内にお支払いします(「1年後開始型」の場合、契約直後ではなく翌年からのお受け取りとなります)。

⚠ 契約者は、必ず事前に、指定した生存給付金受取人(贈与を受ける人)に受け取りについてご説明いただき、了解を得てください。

翌年以降

契約者
(贈与する人)

契約当日の3ヵ月前を目処に
事前案内を送付します

生存給付金受取人(贈与を受ける人)や、「生存給付金の上限額」に変更がないか、
などを確認させていただきます。

契約内容の変更がなければ、
お手続きは不要です

生存給付金受取人
(贈与を受ける人)

契約当日の2ヵ月前を目処に
事前案内を送付します

請求手続きは不要です

ご指定の口座でお受け取り

※口座入金予定日は原則として、外貨建の場合は「契約当日の2営業日後」、円建の場合は「契約当日」となります。
(お受取金融機関によって異なる場合があります)

“贈与の記録”としての支払明細

生存給付金のお支払い後、
生存給付金受取人(贈与を受ける人)に郵送します

第一フロンティア生命 郵送

贈与を受ける人

契約者
(贈与する人)

お支払明細

作成日 XXXX年XX月XX日
第一フロンティア生命保険株式会社

お支払事由	生存給付金のお支払い	お支払日	〇〇〇〇年〇月〇〇日
証券番号	〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇	契約日	〇〇〇〇年〇月〇〇日
保険種類	生存給付金付終身保険(通貨指定型)		
契約者	第一 太郎 様	被保険者	第一 太郎 様
お支払内訳(単位:円)		【送金先口座】 (金融機関名) フロンティア銀行 (店舗名) 大崎支店	
生存給付金	1,100,000	ダイイチ ハコ 様ご口座 ※個人情報保護の観点から、口座番号等、情報の一部を非表示としております。 ※口座入金予定日は通常、通知作成日の2営業日以内です。	
差額お支払額	1,100,000		

【生存給付金支払日】
〇〇〇〇年〇月〇〇日

【生存給付金受取人】
第一 花子 様

【生存給付金額】
1,100,000円
生存給付金の円換算額上限設定特約を適用しました。
為替レート 1米ドル=100.00円(弊社所定の為替レート)

※ご連絡事項
■契約者から生存給付金受取人への贈与となります。
■税務申告する場合には、この「お支払明細」が必要となりますので、大切に保管ください。

生存給付金受取人
(贈与を受ける人)

この明細を
“贈与の記録”として
利用できます

贈与税の申告にも
使えます

⚠ 上記手続きについて、将来変更となる可能性があります。

贈与についてのQ&A

贈与者	贈与する人
受贈者	贈与を受ける人

ここに記載の税務のお取り扱いとは2021年2月現在のもので、法令改正などにより税務のお取り扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取り扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

Q1 暦年課税の基礎控除額は、
贈与する人(=贈与者)1人につき、年間110万円ですか？

A1 いいえ。
贈与を受ける人(=受贈者)1人につき、年間110万円となります。

Q2 「プレミアストーリーM3」の生存給付金について、
税務上の贈与日はいつになりますか？

A2 以下のとおりとなります。

①「即時開始型」の場合
初回の生存給付金は契約日(一時払保険料が第一フロンティア生命に着金した日)、
2回目以降は毎年の契約応当日が税務上の贈与日となります。

②「1年後開始型」の場合
毎年の契約応当日が税務上の贈与日となります。

*贈与日は、生存給付金の請求書類を第一フロンティア生命に返送する日にかかわらず、上記のとおりとなります。

Q3 すでに他の手段や生命保険で贈与を受けている場合、
特に注意すべきことはありますか？

A3 それらも、1年間に贈与を受けた財産の価額として合算されます。
年間110万円の基礎控除は合算された金額で判定されますので、ご注意ください。

Q4 「生存給付金の上限額」を設定する際、
特に注意すべきことはありますか？

A4 生存給付金受取人に指定した人に、「他の手段や生命保険で贈与を受けていないか」を
必ず確認してください。Q3に記載のとおり、他に贈与を受けた財産の価額と合算して
「基礎控除110万円を超えてしまった」等にならないよう、ご注意ください。

Q5 「相続時精算課税制度」を選択している場合は
どうなりますか？

A5 一度この制度を選択すると、その後、同じ贈与者からの贈与について年間110万円の
基礎控除の適用を受けることはできません。

Q6 被保険者が亡くなる前3年間の贈与は、
相続税の課税対象になりますか？

A6 受贈者が相続または遺贈(遺言によって遺言者の財産を贈与すること)によって
財産を取得した場合、相続開始前3年間の贈与は、相続税の課税対象になります。
*課税対象になった贈与財産の価額に対応する贈与税の額は、対象となった人の相続税の計算上、控除されます。

Q7 「法定相続人ではない孫」を
生存給付金受取人(=受贈者)に指定した場合の
税務上の注意点を教えてください。

A7 以下のとおりとなります。

①死亡保険金受取人も「孫」の場合
孫が死亡保険金を受け取るため、被保険者が亡くなる前3年間の贈与は相続税
の課税対象になります(Q6をご参照ください)。
また、孫が受け取る死亡保険金に生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)
は適用されず、孫の相続税は2割加算されます。

②死亡保険金受取人が「子」など、孫以外の場合
孫に他に相続した財産がなければ、被保険者が亡くなる前3年間の贈与は、
相続税の課税対象となりません。

*ただし、他の生命保険において孫が死亡保険金受取人になっている場合など、孫が取得する相続財産がある場合は、
相続税の課税対象になります。

Q8 「プレミアストーリーM3」による贈与は、
「定期贈与」※に該当しませんか？

※たとえば、「1,000万円を10年間にわたって毎年100万円ずつ贈与する」という約束のもとに行われる贈与です。
この場合、約束した年に、「10年間にわたり毎年100万円ずつ受け取る権利」に対して贈与税がかかります。

A8 該当しません。理由は以下のとおりとなります。

- ①生存給付金のお受け取りが確定していないこと
*生存給付金は、毎年の契約応当日に、被保険者が生存している場合に支払われます
(被保険者が死亡した場合、死亡保険金受取人に死亡保険金が支払われ、以降の
生存給付金のお支払いはありません)。
- ②生存給付金受取人の変更が可能であること



死亡保険金額および主なお取り扱いについて

一時払保険料 (最低保険料)	米ドル	豪ドル	円
	50,000米ドル	50,000豪ドル	500万円

■ 受取回数と契約年齢の範囲

		受取回数						
		5回	7回	10回	15回	20回	25回	30回
契約年齢	男性	76～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳	0～85歳	0～80歳
	女性						0～89歳	0～84歳

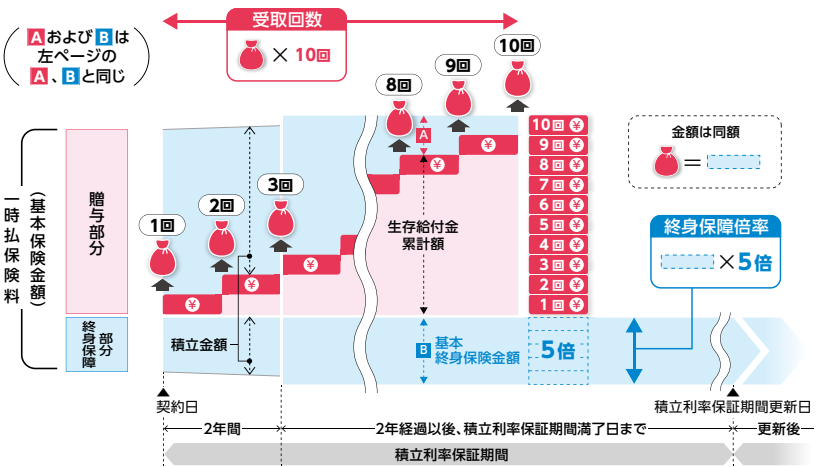
■ 積立利率保証期間 *最終回の生存給付金支払日が到来したときにご契約は消滅し、積立利率保証期間は更新しません。

即時開始型	生存給付金受取回数から1を差し引いた年数
1年後開始型	生存給付金受取回数と同じ年数

■ 受取回数と終身保障の組み合わせパターン・契約年齢の範囲

		受取回数							
		米ドル	豪ドル	円					
3回	5回	7回	10回	10回	20回	30回			
76～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳				1倍		終身保障倍率
	0～90歳	0～90歳	0～90歳				3倍		
				0～90歳	0～90歳	0～80歳	5倍		

【イメージ】上表の の例 (円建、受取回数10回、終身保障倍率5倍)



■ 積立利率保証期間 (カッコ内は契約年齢)

米ドル	豪ドル	円
20年	30年 (0～80歳)	20年 (81～90歳)

終身保障
なし



米ドル建



豪ドル建

■ 死亡保険金額 (下記の金額と「解約返還金額」のいずれか大きい金額)

契約日から2年間	積立金額 (将来の死亡保険金および生存給付金を支払うために積み立てるお金)
契約日から2年経過以後、 積立利率保証期間満了日まで	まだ受け取っていない生存給付金の合計額

終身保障
あり



米ドル建



豪ドル建



円建

■ 死亡保険金額 (下記の金額と「解約返還金額」のいずれか大きい金額) *右ページのイメージ図もご参照ください。

契約日から2年間	積立金額 (将来の死亡保険金および生存給付金を支払うために積み立てるお金)						
契約日から2年経過以後、 積立利率保証期間満了日まで	A まだ受け取っていない生存給付金の合計額 + B 基本終身保険金額* 【例】受取回数10回、生存給付金が4回支払われた後に被保険者が死亡された場合 <table><tr><th>贈与部分</th><th>終身保障部分</th></tr><tr><td>すでに 受け取った 生存給付金 </td><td>A まだ 受け取っていない 生存給付金の合計額 B 基本 終身保険金額 </td></tr><tr><td colspan="2">A + B</td></tr></table>	贈与部分	終身保障部分	すでに 受け取った 生存給付金 	A まだ 受け取っていない 生存給付金の合計額 B 基本 終身保険金額 	A + B	
贈与部分	終身保障部分						
すでに 受け取った 生存給付金 	A まだ 受け取っていない 生存給付金の合計額 B 基本 終身保険金額 						
A + B							
積立利率保証期間更新後	基本終身保険金額* *更新時に見直されます。くわしくは▶P22をご参照ください。						

*終身保障の基準となる金額として契約日に定められる金額をいい、1回分の生存給付金額に終身保障倍率を乗じた金額となります。

自分年金プラン

契約者ご自身を、生存給付金の受取人に指定するプランです。

*年金のように毎年受け取ることができるため、「自分年金」と表現しています。主なお取り扱いは「生前贈与プラン」と同じです。

できること
1

定期収入のしくみ作りができます

ふつうの生活をしてても、
必ずかかる費用ってあるね...

公共料金・税金など

年金収入だけでは不安...



できること
2

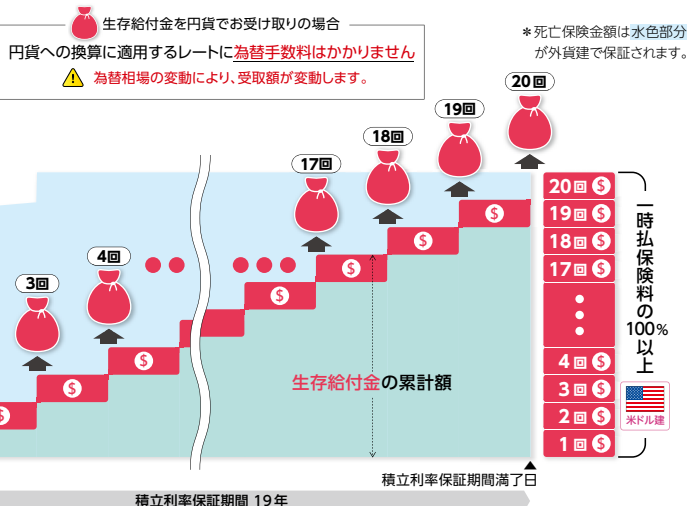
資産の一部を外貨建にすることで、
通貨分散の効果が期待できます

資産を別々の「通貨のカゴ」に分けると、
1つ落としても残りは無事です(リスクの分散)



しくみ図(イメージ)

終身保障なし、指定通貨:米ドル
受取回数:20回(即時開始型)
を選択した場合



*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の生存給付金額などを保証するものではありません。

できること
3

契約者と被保険者が別人の場合、契約者が万一のときでも、
指定されたご家族が引き続き、生存給付金を受け取れます

<契約例>



・本人死亡(一次相続)の時点で、相続税法に定める金額が課税対象となります。また、法定相続人が複数名いる場合、遺産分割協議の対象となります。
・本人死亡による契約者変更のお手続きには、代表相続人その他の法定相続人が署名した代表請求者選定書、代表相続人その他の法定相続人の本人確認書類、戸籍謄(抄)本などが必要となります。

生前贈与プラン

自分年金プラン

ご契約後、

生存給付金受取人や受取割合を変更できます。

ニーズの変化に
柔軟に対応できて
安心だね



<変更例①> 生前贈与プラン 贈与を受ける人・贈与割合を変更

子2人と孫に、3分の1ずつ贈与			
生存給付金受取人=子2人・孫			
子	子	孫	
生存給付金受取人	子	子	孫
受取割合	1/3	1/3	1/3

孫は就職したら子どもたち2人に変更しよう

契約者

子2人に、贈与		
生存給付金受取人=子2人		
子	子	
生存給付金受取人	子	子
受取割合 (均等に贈与する場合)	1/2	1/2
受取割合 (差をつけて贈与する場合)	2/3	1/3

*受取割合は、生存給付金受取人ごとに1%きざみで指定できます。

<変更例②> プランを変更

生前贈与プラン	
生存給付金受取人=孫	
贈与を受ける	孫

孫も独立したから、これからは自分で使いたいな

契約者

自分年金プラン	
生存給付金受取人=契約者	
自分でつかう	契約者

<変更例③> プランを変更

自分年金プラン	
生存給付金受取人=契約者	
自分でつかう	契約者

使わなくなったから子どもたちに使ってほしいな

契約者

生前贈与プラン	
生存給付金受取人=子2人	
贈与を受ける	子 1/2 子 1/2

*生存給付金受取人は、被保険者の同意を得て、変更できます。

1 この商品は預金ではありません。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、**元本割れすることがあります**。

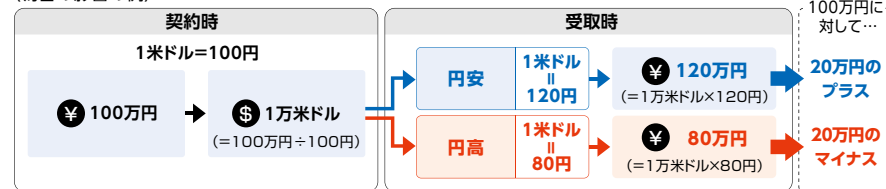


2 “円ベース”での保証はありません。

！ 為替リスク

外貨建の場合、死亡保険金とそれまでの生存給付金の合計額は、**円ベースで元本割れすることがあります**。

〈為替の影響の例〉＊実際にお取り扱いできる金額とは異なります。



3 解約した場合、「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」などが一時払保険料を下回ることがあります。

！ 市場価格調整

！ 解約控除

〈市場価格調整(解約返還金額の増減)イメージ〉



＊「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「指標金利」が算出されます。

〈解約返還金額の例〉 一時払保険料：100,000米ドル

女性、70歳、指定通貨：米ドル、受取回数：10回(即時開始型)、終身保障あり(終身保障倍率：1倍)、積立利率保証期間：20年
積立利率：0.5%、指標金利①：1.5%、指標金利②：1.0% ＊指標金利①および②については、▶P28をご参照ください。

経過 年数	解約返還金額+受取累計額(米ドル)	
	解約時の指標金利①および②の変動幅	
	0.5%上昇	0.5%低下
1年	91,804	95,514
5年	97,161	98,726
7年	① 99,139	② 100,078
10年	101,395	101,957
15年	102,359	102,648
20年	102,787	102,787

経過年数7年の金額(解約控除も加味)

① 解約時の指標金利①および②が、契約時と比べて0.5%上昇した場合

一時払保険料 100,000米ドル > 解約返還金額+受取累計額 99,139米ドル

② 解約時の指標金利①および②が、契約時と比べて0.5%低下した場合

一時払保険料 100,000米ドル < 解約返還金額+受取累計額 100,078米ドル

＊上記の前提条件の場合、解約控除率は、経過年数<1年未満>5.70%から<10年以上>0.00%まで1年ごとに低下していきます。

＊上表に記載の「受取累計額」は、それまでの生存給付金の合計額です。また、「解約返還金額+受取累計額」は、経過年数ごとの年単位の契約応当日の前日に解約した場合の金額で、小数点以下を切り捨ててに表示しています。

契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報)

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

■この保険の正式名称は、「生存給付金付終身保険(通貨指定型)」です。

■この冊子では、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」上の用語をつぎのとおり表記しています。

「ご契約のしおり・約款」に記載の名称	この冊子での表記
生存給付金受取人に、契約者以外を指定	生前贈与プラン
生存給付金受取人に、契約者のみを指定	自分年金プラン
終身保障不担保特則を適用(終身保障倍率:0倍)	終身保障なし
加重平均指標金利	調整指標金利
加重平均指標金利の平均値	平均指標金利

■指定通貨が外貨の場合のみ、または円の場合のみに該当する箇所をつぎのとおり、国旗のみで表記しています。

指定通貨	このページ以降での表記
外貨のみ該当	
円のみ該当	

1 引受保険会社の商号と住所などについて

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険の特徴について

- この保険は、金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率などに基つき生存給付金額などを定めるしくみの保険料一時払方式の生存給付金付終身保険です。
- 通貨の種類は、米ドル、豪ドル、円で、ご契約のお申し込みの際に1つ指定いただけます。

- ご契約のお申し込みの際に、終身保障倍率、生存給付金受取回数および生存給付金の型を指定いただきます。(ご契約後、これらを変更することはできません。)
- *終身保障倍率とは、契約日における1回分の生存給付金額に対する終身保障の金額の倍率です。

指定通貨	終身保障(終身保障倍率)	生存給付金受取回数
外貨	なし	5回・7回・10回・15回・20回・25回・30回
	あり(1倍)	3回・5回・7回・10回
	あり(3倍)	5回・7回・10回
円	あり(5倍)	10回・20回・30回

生存給付金の型	即時開始型	契約日および契約日から起算して1年経過以後の毎年の年単位の契約当日に生存給付金をお支払いします。
	1年後開始型	契約日から起算して1年経過以後の毎年の年単位の契約当日に生存給付金をお支払いします。

- 被保険者が死亡されたときは死亡保険金を、生存給付金支払日に被保険者が生存しているときは生存給付金をお支払いします。
- 指定通貨建の「死亡保険金とそれまでの生存給付金の合計額」は、指定通貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。
- 積立利率保証期間は、指定通貨が外貨の場合は20年、円貨の場合は契約年齢に応じて30年または20年となり、満了日の翌日に更新前の積立利率保証期間と同一の期間で更新します。ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が当社所定の年齢※以上となる場合は、その日を最終の更新日とします。最終の更新日に設定された当社所定の利率は、以後終身にわたり適用されます。なお、更新後の積立利率は更新後最低保証積立利率0.01%を下回りません。
- ※積立利率保証期間が30年の場合は81歳、20年の場合は91歳となります。
- *「終身保障なし」の場合の積立利率保証期間は、生存給付金の型が即時開始型のときは生存給付金受取回数から1を差し引いた年数、生存給付金の型が1年後開始型のときは生存給付金受取回数と同じ年数となります。
- *「終身保障なし」の場合、最終回の生存給付金支払日が到来したときにご契約は消滅し、積立利率保証期間は更新しません。
- 商品のしくみ図(イメージ)については▶P3~6をご参照ください。

3 この保険の費用・リスクについて

- この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。なお、「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。▶P29-30

4 積立利率について

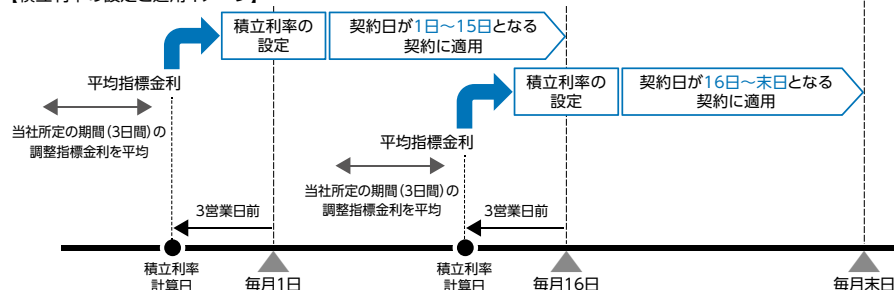
■ 積立利率とは、積立金(一時払保険料をもとに積み立てるお金)に適用される利率のことで、一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。

【計算式】 積立利率 = $\frac{\text{平均指標金利} + \text{調整率}}{\text{保険契約関係費率}}$

【用語について】

積立利率	指定通貨、終身保障倍率、生存給付金の型、積立利率保証期間および生存給付金受取回数ごとに、毎月1日と16日に設定されます。
平均指標金利	積立利率計算日(上記、積立利率が設定される日の直前3営業日前)に算出される、当社所定の期間(3日間)の調整指標金利(算出方法は下記の通り)の平均です。
指標金利	つぎの2つがあります。(下段の表もご参照ください) 指標金利①: 指定通貨および積立利率保証期間に応じた指標金利 指標金利②: 指定通貨および生存給付金受取回数に応じた指標金利
調整指標金利	指標金利①・②を、終身保障倍率および生存給付金受取回数で加重平均します。 調整指標金利 = $\frac{\text{終身保障倍率} \times \text{指標金利①} + \text{生存給付金受取回数} \times \text{指標金利②}}{\text{終身保障倍率} + \text{生存給付金受取回数}}$
調整率	市場金利の変動幅などを考慮して、指定通貨ごとに上限および下限を定めています。 [米ドル] -1.5% ~ +1.0% [豪ドル] -1.0% ~ +1.5% [円] -1.0% ~ +1.0%
保険契約関係費率	ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率です。

【積立利率の設定と適用イメージ】



【指標金利】

指標金利①: 指定通貨および積立利率保証期間に応じた指標金利

指定通貨	積立利率保証期間	指標金利
米ドル	20年	残存期間10年および20年の公社債における加重平均インデックス利回り※を平均
豪ドル	20年	豪ドル10年および20年の金利スワップレートを平均
円	20年・30年	残存期間20年の日本国債の流通利回り

指標金利②: 指定通貨および生存給付金受取回数に応じた指標金利

指定通貨	受取回数	指標金利
米ドル	3・5・7回	残存期間3年の公社債における加重平均インデックス利回り※
	10回	残存期間5年の公社債における加重平均インデックス利回り※
	15回	残存期間5年および10年の公社債における加重平均インデックス利回り※を平均
	20・25・30回	残存期間10年の公社債における加重平均インデックス利回り※
豪ドル	3・5・7回	豪ドル3年金利スワップレート
	10回	豪ドル5年金利スワップレート
	15回	豪ドル5年および10年の金利スワップレートを平均
	20・25回	豪ドル10年金利スワップレート
	30回	豪ドル10年および15年の金利スワップレートを平均
円	10回	残存期間5年の日本国債の流通利回り
	20回	残存期間10年の日本国債の流通利回り
	30回	残存期間10年および15年の日本国債の流通利回りを平均

※公債インデックスと社債インデックスの利回りを3:7の割合で加重平均したものです。

5 保障内容について

生存給付金

- 生存給付金支払日に被保険者が生存している場合、生存給付金を生存給付金受取人にお支払いします。
- 生存給付金額は、基本保険金額および契約日における積立利率などに基づき算出されます。
- 「生存給付金の円換算額上限設定特約」を付加した場合に限り、円貨の上限額を設定できます。▶ P26

死亡保険金

- 被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。
- 死亡保険金額は、以下の金額と「解約返還金額」のいずれか大きい金額となります。

契約日から2年間	積立金額
契約日から2年経過以後、 積立利率保証期間満了日まで	まだ受け取っていない生存給付金の合計額 + 基本終身保険金額※
積立利率保証期間更新後	基本終身保険金額※ ※積立利率保証期間更新日における積立利率が更新後最低保証積立利率を上回っているときは、更新日における積立利率に基づき当社の定める方法により計算(増額)します。 (更新日における被保険者の性別・年齢によっては、増額されないことがあります。) ※「終身保障なし」の場合、最終回の生存給付金支払日が到来したときにご契約は消滅し、積立利率保証期間は更新しません。

※終身保障の基準となる金額として契約日に定められる金額をいい、1回分の生存給付金額に終身保障倍率を乗じた金額となります。

死亡保険金、生存給付金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、外貨でのお受け取りは円貨でのお受け取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

6 配当金について

- この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

7 ご契約のお取り扱いについて

基本保険金額 (一時払保険料) もしくは払込金額 *ご契約時の金利情勢など によっては、お取り扱い できない指定通貨が あります。	最低	指定通貨で 入金する場合 米ドル 50,000米ドル 豪ドル 50,000豪ドル 円 500万円																																														
		 「保険料円貨入金特約」を 付加する場合 円 500万円																																														
		 「保険料外貨入金特約」を 付加する場合 払込通貨:米ドル／指定通貨:豪ドル 50,000米ドル 払込通貨:豪ドル／指定通貨:米ドル 50,000豪ドル																																														
	* 保険料の払込単位は、米ドル：1米ドル、豪ドル：1豪ドル、円：1万円です。																																															
	最高	9億円相当額※ ※第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。 * 同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険および養老保険に加入されている場合、 基本保険金額は通算して9億円相当額を超えることはできません。																																														
保険期間		終身																																														
生存給付金受取回数 および 契約年齢 *契約日における被保険者の満年齢		<table><tr><td>終身保障なし</td><td colspan="7">米ドル建・豪ドル建</td></tr><tr><td>受取回数</td><td>5回</td><td>7回</td><td>10回</td><td>15回</td><td>20回</td><td>25回</td><td>30回</td></tr><tr><td>男性</td><td rowspan="2">76～90歳</td><td rowspan="2">0～90歳</td><td rowspan="2">0～90歳</td><td rowspan="2">0～90歳</td><td rowspan="2">0～90歳</td><td>0～85歳</td><td>0～80歳</td></tr><tr><td>女性</td><td>0～89歳</td><td>0～84歳</td></tr></table>								終身保障なし	米ドル建・豪ドル建							受取回数	5回	7回	10回	15回	20回	25回	30回	男性	76～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳	0～85歳	0～80歳	女性	0～89歳	0～84歳												
		終身保障なし	米ドル建・豪ドル建																																													
		受取回数	5回	7回	10回	15回	20回	25回	30回																																							
		男性	76～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳	0～85歳	0～80歳																																							
女性	0～89歳	0～84歳																																														
<table><tr><td>終身保障あり</td><td colspan="4">米ドル建・豪ドル建</td><td colspan="3">円建</td></tr><tr><td>受取回数</td><td>3回</td><td>5回</td><td>7回</td><td>10回</td><td>10回</td><td>20回</td><td>30回</td></tr><tr><td rowspan="3">終身保障 倍率</td><td>1倍</td><td>76～90歳</td><td>0～90歳</td><td>0～90歳</td><td>0～90歳</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>3倍</td><td>—</td><td>0～90歳</td><td>0～90歳</td><td>0～90歳</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>5倍</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0～90歳</td><td>0～90歳</td><td>0～80歳</td></tr></table>								終身保障あり	米ドル建・豪ドル建				円建			受取回数	3回	5回	7回	10回	10回	20回	30回	終身保障 倍率	1倍	76～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳	—	—	—	3倍	—	0～90歳	0～90歳	0～90歳	—	—	—	5倍	—	—	—	—	0～90歳	0～90歳	0～80歳
終身保障あり	米ドル建・豪ドル建				円建																																											
受取回数	3回	5回	7回	10回	10回	20回	30回																																									
終身保障 倍率	1倍	76～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳	—	—	—																																								
	3倍	—	0～90歳	0～90歳	0～90歳	—	—	—																																								
	5倍	—	—	—	—	0～90歳	0～90歳	0～80歳																																								
*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない受取回数、年齢・性別、終身保障倍率があります。																																																
積立利率保証期間		<table><tr><td>終身保障</td><td>生存給付金の型</td><td colspan="3">米ドル建・豪ドル建</td><td colspan="3">円建</td></tr><tr><td rowspan="2">なし</td><td>即時開始型</td><td colspan="3">受取回数から1を差し引いた年数</td><td colspan="3" rowspan="2">—</td></tr><tr><td>1年後開始型</td><td colspan="3">受取回数と同じ年数</td></tr><tr><td>あり</td><td>2つの型 共通</td><td colspan="3">20年</td><td colspan="3">0～80歳:30年 81～90歳:20年</td></tr></table>								終身保障	生存給付金の型	米ドル建・豪ドル建			円建			なし	即時開始型	受取回数から1を差し引いた年数			—			1年後開始型	受取回数と同じ年数			あり	2つの型 共通	20年			0～80歳:30年 81～90歳:20年													
		終身保障	生存給付金の型	米ドル建・豪ドル建			円建																																									
		なし	即時開始型	受取回数から1を差し引いた年数			—																																									
			1年後開始型	受取回数と同じ年数																																												
あり	2つの型 共通	20年			0～80歳:30年 81～90歳:20年																																											
		ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が当社所定の年齢※以上となる場合は、その日を最終の更新日として、以後更新せず終身となります。																																														
		※積立利率保証期間が30年の場合は81歳、20年の場合は91歳となります。																																														
		※「終身保障なし」の場合、最終回の生存給付金支払日が到来したときにご契約は消滅し、積立利率保証期間は更新しません。																																														

生存給付金受取人	生前贈与 プラン	被保険者、被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定 *3人まで指定できます。ただし、契約者と被保険者が別人の場合は、 被保険者1人のみ指定可能です。
	自分年金 プラン	ご契約者
		*生存給付金受取人は、被保険者の同意を得て、変更できます。
死亡保険金受取人		被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。
「生存給付金の上限額」 設定金額		10万円以上(1万円単位) *上限額の変更、解除および再設定は、第一フロンティア生命お客さまサービスセンターまでお申し出ください。
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。
基本保険金額の 変更	増額	取り扱いません。
	減額	取り扱いません。
契約者貸付		取り扱いません。

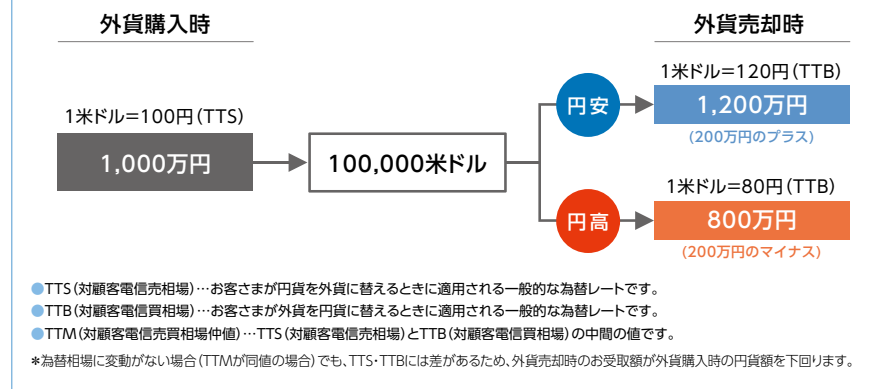
 保険料 円貨入金特約	■ 保険料を円貨でお払込みいただけます。 ■ 指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 * 着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。
 保険料 外貨入金特約	■ 保険料を指定通貨と異なる外貨でお払込みいただけます。 ■ 指定通貨への換算に適用する為替レート（クロスレート）は、外貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 * 着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。
 円貨支払特約	■ 死亡保険金、解約返還金、特約年金（「年金支払移行特約」または「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合）などを円貨で受け取ることができます。 ■ 死亡保険金などのご請求の際に付加できます。 ■ 円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 ■ 円貨による特約年金受取の選択は、第1回の特約年金の請求の際に限ります。また、円貨による特約年金受取を開始された場合、以後、外貨で受け取ることはできません。特約年金原資額は、第一フロンティア生命所定の為替レートで円貨に換算し、その金額をもとに特約年金額を計算します。
年金支払移行特約	■ 契約日から起算して1年以上経過しているときで被保険者の満年齢が90歳以下の場合に限り、付加できます。 ■ 特約年金支払開始日の前日の解約返還金額を特約年金原資額として、年金でのお受け取りに移行できます。 ■ 特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年、10年から選択できます。
死亡給付金等の 年金払特約	■ 死亡保険金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 ■ 死亡保険金の支払事由の発生前に限り、付加できます。 ■ 特約年金の受取回数は、所定の回数（5回～40回の5回きざみ）から選択できます。

 生存給付金の 円換算額 上限設定特約	■ 生存給付金の円換算額に上限額を設定し、生存給付金を円貨で受け取る場合に付加できます。 ■ 上限額を超えた場合には、超えた金額を繰越準備金として円貨で積み立てておき、次回以降の生存給付金の円換算額が上限額を下回った場合に、生存給付金として上乗せしてお支払いすることができます。上乗せ後の金額が上限額以上となる場合は、超えた金額をそのまま繰り越します。 ■ 繰越準備金は当社所定の利率による利息をつけて積み立てます。 ■ 最終回の生存給付金を支払うときに上限額を超えた場合、超えた金額を契約者にお支払いします（それまでの繰越準備金があれば合算します）。 ■ この特約は、生前贈与プランで複数の生存給付金受取人を指定する場合、すべての受取人に適用されます。 * 繰越準備金の次回以降の生存給付金への上乗せは、受取割合に応じて割り当てます。 ■ この特約の付加および解約の回数に、制限はありません（特約の解約時に繰越準備金が積み立てられているときは、契約者にお支払いします）。 ■ 円貨への換算に適用する為替レートは、生存給付金支払日における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります（為替手数料はかかりません）。したがって、為替相場の変動により、円貨でのお受取額は変動します。 * 生存給付金支払日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日の為替レートで円換算します。 ■ 死亡保険金または解約返還金を「円貨支払特約」を付加してお受け取りになる場合、繰越準備金が積み立てられているときは、繰越準備金を加えた金額を死亡保険金または解約返還金としてお支払いします。 * 外貨でお受け取りになる場合は、第一フロンティア生命所定の為替レート（為替手数料はかかりません）で外貨に換算した繰越準備金を加えた金額をお支払いします。
 生存給付金等の 円貨支払特約	■ 生存給付金の円換算額に上限額を設定せずに、生存給付金を円貨で受け取る場合に付加できます。 ■ この特約は、生前贈与プランで複数の生存給付金受取人を指定する場合、すべての受取人に適用されます。 ■ この特約の付加および解約の回数に、制限はありません。 ■ 円貨への換算に適用する為替レートは、生存給付金支払日における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります（為替手数料はかかりません）。したがって、為替相場の変動により、円貨でのお受取額は変動します。 * 生存給付金支払日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日の為替レートで円換算します。
 保険契約者代理特約 フロンティアの ご家族安心サポート	■ ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。 ■ 契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。 ■ 本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。 ■ 保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「ご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

9 為替リスクについて

■くわしくは ▶P30 をご参照ください。

為替の影響の例(米ドルの場合)



10 解約返還金額について

■解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

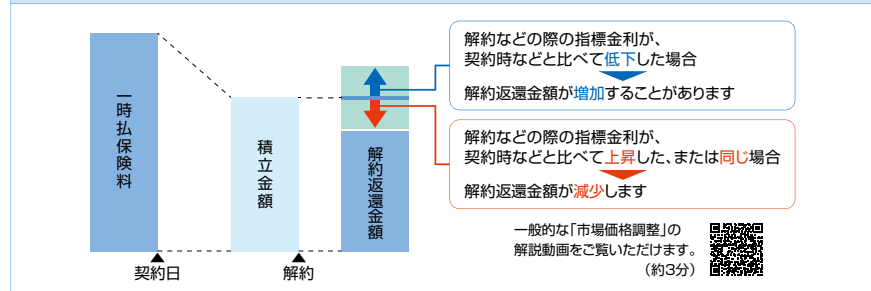
$$\text{解約返還金額} = \left[\text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) \right] - \text{解約控除の額}$$

市場価格調整

■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約の際の指標金利に応じて、解約返還金額が増減します。

*「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「指標金利」が算出されます。

解約返還金額の増減のイメージ(解約控除前)



■市場価格調整率は、下記の市場価格調整率①・②を、「終身保障倍率」および「未到来の生存給付金支払日の回数」で加重平均して算出します。

$$\text{市場価格調整率} = \frac{\text{終身保障倍率} \times \text{市場価格調整率①} + \text{未到来の生存給付金支払日の回数} \times \text{市場価格調整率②}}{\text{終身保障倍率} + \text{未到来の生存給付金支払日の回数}}$$

$$\text{市場価格調整率①} = 1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の指標金利①}}{1 + \text{解約返還金計算日の指標金利①} + \text{当社の定める率}} \right]^{\text{調整年数①}}$$

$$\text{市場価格調整率②} = 1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の指標金利②}}{1 + \text{解約返還金計算日の指標金利②} + \text{当社の定める率}} \right]^{\text{調整年数②}}$$

*「適用されている積立利率の算出時の指標金利①・②」とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利①・②(▶P21)をご参照ください)の当社所定の期間(3日間)の平均値とします。

*「解約返還金計算日の指標金利①・②」とは、解約返還金計算日を契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の更新日)とみなした場合に、この保険契約に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利①・②(▶P21)をご参照ください)と同一条件の指標金利①・②の当社所定の期間(3日間)の平均値とします。

*「当社の定める率」とは、 0.30%、 0.20%とします。

*「調整年数①」は積立利率保証期間とその満了日までの年数、「調整年数②」は生存給付金受取回数とその最終回までの年数に基づいて計算します。

■「年金支払移行特約」を付加して年金受取に移行する場合の特約年金原資額の計算に際しても、市場価格調整が適用されます。

■最終の積立利率保証期間更新日(▶P23をご参照ください)以後は市場価格調整を行いません。

解約控除

■解約控除の額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約控除の額} = \text{基本保険金額} \times \text{解約控除率 (▶P29をご参照ください)}$$



- 市場価格調整および解約控除により、ご契約から解約までの期間が短い場合の「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」は一時払保険料を大きく下回ります。
- 上記の具体的な金額例については、「ご契約のしおり・約款」または「設計書」をご確認ください。

11 お客さまに負担していただく費用について

■くわしくは ▶P29・30 をご参照ください。

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

1 ⚠️ お客さまに負担していただく費用があります

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

すべてのご契約者に負担していただく費用

積立利率保証期間中、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。

*上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

また、積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率(=保険契約関係費率)をあらかじめ差し引いております。

特定のご契約者に負担していただく費用

①ご契約を解約する場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項 目	費 用	時 期
解約控除 ご契約の解約などの際に 必要な費用です。	基本保険金額に 経過年数に応じた解約控除率を乗じた金額 (注)解約控除率は下表参照	ご契約の解約などの 際に控除します。

解約控除率

指定 通貨	終身 保障	生存給付金 受取回数	経 過 年 数										
			1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
外貨	なし	5回	2.00%	1.13%	0.50%	0.13%	0.00%	—	—	—	—	—	—
		7回	3.00%	2.08%	1.33%	0.75%	0.33%	0.08%	0.00%	—	—	—	—
		10回	5.70%	4.50%	3.45%	2.53%	1.76%	1.13%	0.64%	0.28%	0.07%	0.00%	—
		15・20・25・30回	5.70%	5.13%	4.56%	3.99%	3.37%	2.85%	2.28%	1.71%	1.14%	0.57%	0.00%
	あり	3・5・7・10回	5.70%	5.13%	4.56%	3.99%	3.37%	2.85%	2.28%	1.71%	1.14%	0.57%	0.00%
円	あり	10・20・30回	2.40%	2.16%	1.92%	1.68%	1.44%	1.20%	0.96%	0.72%	0.48%	0.24%	0.00%

▶ 次ページへ

②「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、つぎの費用を負担していただきます。

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 (年金管理費)* 年金支払管理に必要な 費用です。	受取特約年金額に対して 0.4% 円貨で特約年金を 受け取る場合は 最大0.35%	年金支払開始日以後、 特約年金支払日に 控除します。

*特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2021年2月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、特約年金支払開始日以後は、特約年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。

通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM(対顧客電信売買相場中値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

①「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払込みいただく場合など

「保険料円貨入金特約」の為替レート	TTM+50銭
「円貨支払特約」の為替レート	TTM-50銭
「生存給付金の円換算額上限設定特約」の為替レート	TTM
「生存給付金等の円貨支払特約」の為替レート	(為替手数料はかかりません)

②「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨でお払込みいただく場合

「保険料外貨入金特約」の為替レート(クロスレート)
(払込通貨のTTM-25銭)÷(指定通貨のTTM+25銭)

*上記の為替レートは、2021年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。

外貨のお取り扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお払込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、死亡保険金、生存給付金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

2 ⚠️ この保険のリスクは以下のとおりです

解約する場合などのリスクについて(損失が生じるおそれ)

市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、解約の際に解約控除がかかることなどの理由により、「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

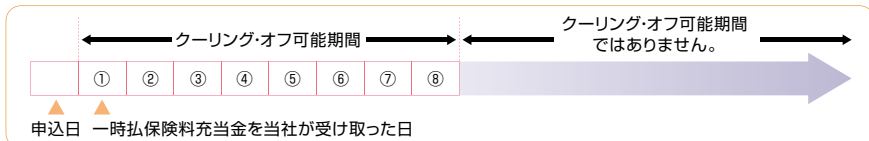
為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」や「死亡保険金とそれまでの生存給付金の合計額」などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます

■お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※1であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除※2ができます。

※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

※2 お申し込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「お申し込みの撤回など」といいます。



■お申し込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。郵便（はがき、封書）※3により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。

※3 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

＜送り先＞ 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号
第一フロンティア生命保険株式会社 お客様サービスセンター

■書面には、以下の記入事項をご記入ください。

記入事項	記入例
お申し込みの撤回などをする旨	私は契約の申し込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名（自署）	ダイイチ タロウ 第一 太郎 ＊フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-××××-○○○○
お払込みいただいた金額・通貨	○,○○○,○○○（米ドル・豪ドル・円）
ご本人名義の返金口座※4	○○銀行 ○○支店 預金種類 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ

※4 外貨でお受け取りになる際には外貨預金口座をご記入ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご記入された場合、円貨に両替される場合があります。

■クーリング・オフのお申し出をされた場合のご返金は、保険会社へ保険料としてお払込みいただいた通貨となります。

■したがって「保険料円貨入金特約」の付加有無により、クーリング・オフに伴いご返金する通貨が異なります。

くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料お払込み時の通貨	クーリング・オフに伴い ご返金する通貨
「保険料円貨入金特約」を付加する場合※5	円貨※6	円貨※7
「保険料円貨入金特約」を付加しない場合	外貨※8	外貨※9

※5 「保険料円貨入金特約」をお取り扱いしない代理店もあります。

※6 「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払込みいただく場合、所定の費用（通貨を換算する場合の費用）が発生します。

※7 円貨でお払込みをいただいた金額と同額を、円貨でお返しいたします。

※8 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座から当社口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。

※9 外貨でお払込みをいただいた金額と同額を、外貨でお返しいたします。ただし、外貨でのご返金となるため、当初の資金が円貨の場合（金融機関代理店等で外貨に両替した場合）、以下により、ご返金金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。

- ①円貨から外貨への両替に係る金融機関所定の手数料 ②外貨から円貨への両替に係る金融機関所定の手数料
③送金及び着金に係る金融機関所定の手数料 ④為替差損（益）

※「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、外貨払込金額と同額をお払込みいただいた通貨でお返しいたします。

■すでに生存給付金受取人に生存給付金をお支払いしている場合は、そのお支払いした額を当社へ全額返還いただきます。また、すでにお申込者などに生存給付金をお支払いしている場合は、一時払保険料からお支払いした額を差し引いてお申込者などにお返しいたします。

告知は不要です

■この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

■入院中または余命宣告を受けている被保険者のお申し込みはお取り扱いできません。

※申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」「介護療養型医療施設」「介護医療院」への入居も同様の取り扱いとなります。

ご契約に適用される積立利率は、契約日（保険料が第一フロンティア生命に着金した日）における積立利率となります

■積立利率は、毎月1日と16日の月2回設定されます。

■お申し込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。

■積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

保障の開始は以下のとおりとなります（保障の責任開始期）

■保険契約のお申し込みを第一フロンティア生命が承諾した場合に、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。

■募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申し込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。

■保険料に充当するための借入を前提としたお申し込みは、お受けできません。

死亡保険金・生存給付金をお支払いできない場合があります

■死亡保険金の免責事由に該当した場合（責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど）

■重大事由によりご契約が解除となった場合（ご契約者、被保険者または死亡保険金もしくは生存給付金の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど）

■死亡保険金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合

■詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」などが一時払保険料を下回ることがあります

■解約返還金額はつぎの影響をうけます。

- ①市場価格調整
- ②解約控除
- ③  円貨に換算した金額は解約時の為替レート

解約返還金額の計算方法など詳しくは ▶P27・28 をご参照ください。

この保険には為替リスクがあります

■くわしくは ▶P30 をご参照ください。

なお、お受取時の為替レートで円貨に換算した「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」、「死亡保険金とそれまでの生存給付金の合計額」などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算したこれらの金額を下回る場合もあります。

保険金額などが削減されることがあります

■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額などが削減されることがあります。

■保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、保険金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL : 03-3286-2820

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申し込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

■ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。

■ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金などが支払われないことがあります。

■ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取り扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取り扱いに制限を受けることがあります。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

■一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

■「生命保険相談所」が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

死亡保険金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

■お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。

■生存給付金受取人または死亡保険金受取人が死亡された場合、すみやかにご連絡ください。

■第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお知らせなど、重要なお知らせなど、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

■死亡保険金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について保険金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

■第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申し出への対応、死亡保険金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。

■募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター
フリーダイヤル

0120-876-126

営業時間 9:00～17:00
（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

16 税務のお取り扱いは以下のとおりです

■ここに記載の税務のお取扱いは2021年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取り扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取り扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

*2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。

外貨建の保険契約のお取り扱い

■外貨建の保険料などは、以下の基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取り扱いとなります。

*「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については円貨払込金額となります。

*「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については外貨払込金額を円貨に換算した金額となります。

*「円貨支払特約」、「生存給付金の円換算額上限設定特約」または「生存給付金等の円貨支払特約」を付加した場合で、当社が、死亡保険金、生存給付金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。

項目		円換算日	換算日の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
生存給付金	所得税(雑所得)となる場合	生存給付金支払日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
	贈与税となる場合		TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
死亡保険金	所得税(一時所得)となる場合	支払事由発生日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
	相続税・贈与税となる場合		TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
解約返還金	所得税(一時所得)となる場合	解約返還金計算日 (請求書類の受付日)	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
	源泉分離課税となる場合		TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)

*受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。

*受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

ご契約時

■お申込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払込んだ年のみ控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、生存給付金受取人・死亡保険金受取人が、本人が配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)であること。
--------------	---

保険期間中

■生存給付金受取時の課税

契約形態	課税の種類
契約者と生存給付金受取人が別人※1 (生前贈与プラン)	贈与税
契約者と生存給付金受取人が同一人 (自分年金プラン)	所得税(雑所得※2)+住民税

※1 最終回の生存給付金支払時にご契約者にお支払いする繰越準備金は、契約者と生存給付金受取人が別人のときは「所得税(一時所得※4)+住民税」の対象(「終身保障なし」かつ「生存給付金受取回数5回」の場合は20.315%源泉分離課税)となります。

※2 生存給付金額から必要経費※3を差し引いた金額が、課税対象となります。

※3 必要経費(「終身保障なし」の場合)は以下のとおり計算されます。

$$\text{必要経費} = \text{生存給付金額} \times \text{必要経費率} \left(= \frac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{生存給付金総額}} \right) \quad * \text{必要経費率は、小数第三位以下を切り上げます。}$$

【ご参考】自分年金プラン、終身保障なし、生存給付金受取時の雑所得金額の計算例

【例】一時払保険料の円換算額1,500万円、生存給付金の円換算額160万円、受取回数10回の場合

$$\begin{aligned} \text{雑所得金額} &= \text{生存給付金額} - \text{必要経費} \\ &= 1,600,000\text{円} - 1,504,000\text{円} \\ &= 96,000\text{円} \\ \text{必要経費} &= 1,600,000\text{円} \times \text{必要経費率} \left(= \frac{1,500\text{万円}}{160\text{万円} \times 10\text{回}} \right) \\ &= 1,504,000\text{円} \quad \left(\text{必要経費率は、小数第三位以下を切り上げます。} \right) \end{aligned}$$

■解約時の差益に対する課税

	契約日から5年以内の解約	契約日から5年超の解約
終身保障なし	20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※4)+住民税
終身保障あり	所得税(一時所得※4)+住民税	

■死亡保険金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	
契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
契約者と死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※4)+住民税
契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

※4 一時所得の課税

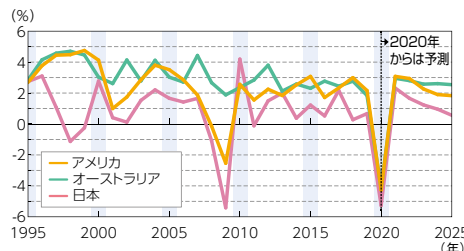
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。

特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left(\text{収入(受取額)} - \text{必要経費} - \text{特別控除(50万円)} \right) \times \frac{1}{2}$$

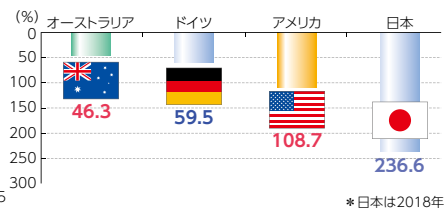
アメリカ・オーストラリアの魅力

日本より高い経済成長率(日本との比較)



比較的良好な財政状況

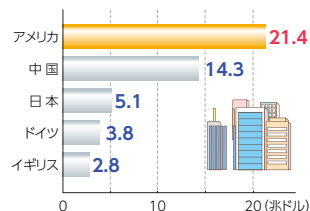
政府債務残高の各国GDP比(2019年)



アメリカ(米ドル)

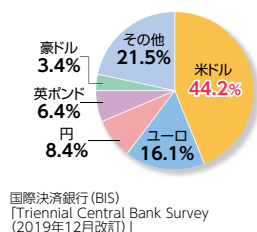
世界一の経済大国

名目GDP(2019年)



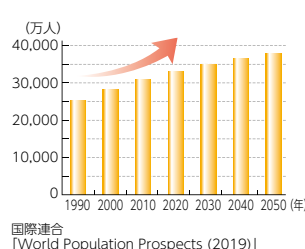
世界の基軸通貨

外国為替市場に占める取引高比率(2019年4月)



今後も人口増加の見込み

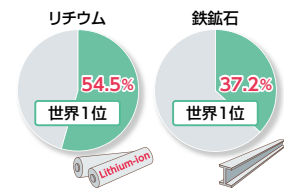
人口推移・将来推計人口(1990年~2050年)



オーストラリア(豪ドル)

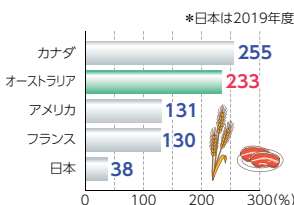
豊富な天然資源

主な鉱物資源生産世界シェア(2019年)



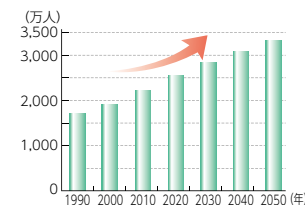
高い食料自給率

食料自給率(カロリーベース)(2017年)



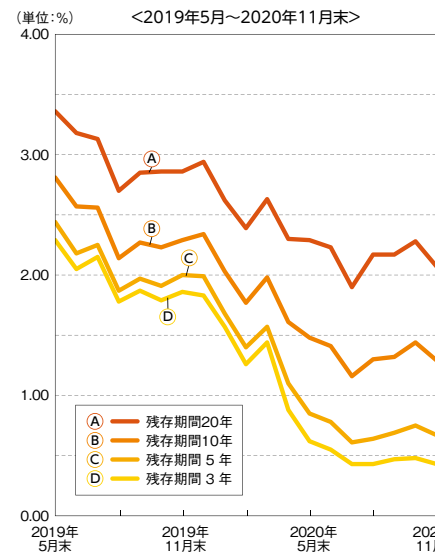
今後も人口増加の見込み

人口推移・将来推計人口(1990年~2050年)

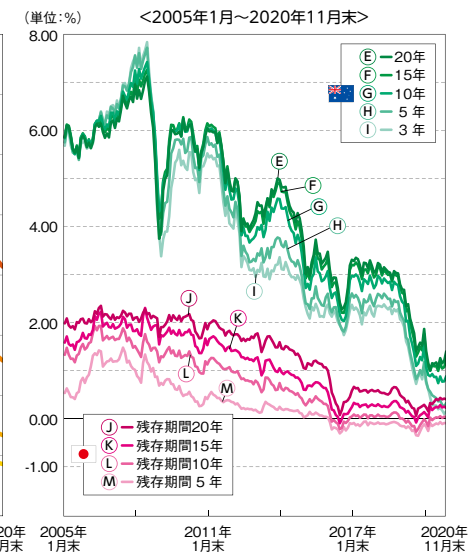


積立利率の算出のもとになる「指標金利」の推移

米ドル 加重平均インデックス利回り



豪ドル金利スワップレート 日本国債の流通利回り



為替レートの推移(2000年1月~2020年11月末)

